

国民健康保険料の徴収猶予の相談を受け付けています。

～新型コロナウイルス感染症の影響等により納付が困難な方が対象になります。～

納付義務者が、災害、疾病、事業の休廃止、事業における著しい損失などにより、国民健康保険料の全部又は一部を一時的に納付することができない場合、納期限前であれば納付義務者からの申請により、6月以内の期間に限り徴収を猶予することができますとされています。(川崎市国民健康保険条例第38条)

新型コロナウイルス感染症の影響等で、次のようなケースに該当し、国民健康保険料の納付が困難となった場合には、徴収猶予制度がありますので、お住まいの各区役所保険年金課収納係(支所にあつては、保険収納係)までご相談ください。

ただし、申請する際には、その事由を証明する書類が必要な場合があります。

・ 災害により財産に相当な損失が生じた場合
(新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合など。)

・ ご本人又はご家族が病気にかかった場合
(納付義務者又は生計を同じにする御家族が病気にかかった場合)

・ 事業を廃止し、または休止した場合
(納付義務者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合)

・ 売上が著しく減少したために保険料の納付が困難になった場合
(納付義務者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失をうけた場合)

問合せ先

担当管区	担当課	電話番号
川崎区役所	保険年金課 収納係	044-201-3153
大師支所 区民センター	保険収納係	044-271-0163
田島支所 区民センター	保険収納係	044-322-1976
幸区役所	保険年金課 収納係	044-556-6697
中原区役所	保険年金課 収納係	044-744-3109
高津区役所	保険年金課 収納係	044-861-3173
宮前区役所	保険年金課 収納係	044-856-3131
多摩区役所	保険年金課 収納係	044-935-3163
麻生区役所	保険年金課 収納係	044-965-5252